

紫式部の晩年再考

今 井 源 衛

私は、十数年以前の拙稿「晩年の紫式部」（日本文学、昭和四〇年六月。「王朝文学の研究」所収）、またそれに続く「紫式部」（昭和四一年三月刊・人物叢書）に於いて、紫式部が晩年、長和二年秋九月ごろ官廷を退いた公算大である旨を述べた。

ところが、その後間もなく角田文衛^①・河内山清彦^②の両氏より批判を受けたが、そのままそれに対して私自身何らの意向を示すことなく、以来十五年を経て今日に至っている。また今日もなお依然として、私にはそれについての全面的応答をなし得る用意が整っているわけでもない。しかし、ただ、紫式部晩年の動静に関する最大の資料たる小右記の記述については、その間に若干考えるところがあったので、ここには、それについてあらましを述べてみたい。

順序として、先の拙論の趣旨を簡単に述べれば、小右記の記事を辿ると、長和元・二年の間、実資・資平の枇杷殿訪問は前後九回に及び、その多くの場合、取次ぎ女房として紫式部とおぼしい人物が現れるが、その姿は長和二年八月二十日を最後にして以後ふつたりと現れなくなり、また実資が、その次ぎに訪問した翌長和三年正月二十日に応待に出たのは、道長の息頼宗であって、以後同年十月九

紫式部の晩年再考

日まで実資・資平は彰子を訪問していない。それは、紫式部の不在を証するもので、その因は道長の不興を買ったところにあるろう、——というのである。

実をいえば、当時の私の調査は、紫式部の死去年時に就いては、岡一男氏^③の長和三年春説に全面的に拠りかかっていたため、それ以降の資料については、殆んど調査の手を加えていなかったのである。角田氏によつて、その後、小右記寛仁三年正月五日の記事に紫式部の生存を指摘されたのは、すこぶる痛切であった。後に詳述する如く、私は今、あらためて角田氏の説に賛成して、自説を撤回するものであるが、ただ、角田氏の叙述は必ずしも周到緻密とはいえない面があり、部分的にはそれを修正する必要もあるかと思う。以下には、その点に触れつつ、この問題につき、詳しく考えてみたいのである。

第一には、角田氏の指摘は、右の長和三年十月以降については、右の小右記寛仁三年正月五日の記事に限定されていて、その間約五

年間のことについては、ほとんど触れられていない。五か年という日時は短期間として無視できるものではないのであって、その間の実資・資平の彰子訪問の有無およびその事情を精査する必要がある。

ところで、その場合、時間的にいつてまず問題となるのは、資平の藏人頭任官運動との関連である。

私は先に、実資の枇杷殿訪問が長和二年八月二十日を境にして、俄かに足が遠のき、次ぎの長和三年正月十一日の訪問の際には、頼宗が取り次ぎ役として現れたこと、また伊勢大輔集の詞書「紫式部清水に籠りたりしに参りあひて」云々によって、この頃、紫式部は健康以外の何らかの理由で、かなり長期にわたって彰子の宮廷に出仕していなかったと推定したのであった。またその理由に、あるいは、実資・彰子・紫式部という人間関係の中に、道長の忌避するものがあつたためかとしたのであった。

ところが、角田氏はこの点を批判されて、道長はそのように、狭量の人間ではなく、又紫式部との間には中世の伝承にいう「道長妾」の關係もあつたから、そのような事はあり得ず、紫式部はその当ても引続いて宮廷に奉仕していたのであって、実資の足が遠のいたのは、資平の藏人頭任官運動としては、彰子に協力を求めるのは効果がないと見極めをつけたに過ぎない、とされたのである。

問題は二つある。一は、紫式部が長和二年九月以降はたして宮廷に引続いて出仕していたか否かであり、二は、この藏人頭任官運動の実効見極めが、実資の枇杷殿訪問の中止とどこまで關係があるかである。

まず、第二の点から検討を加えてゆくことにする。資平の藏人頭任官運動を時間的に追ってゆけば左の通りで、いずれも小右記の記事である。

まず長和元年七月二十一日条に、

資平事、欲_レ令_レ啓_三皇太后宮_一、是_可レ_レ達_三左相國_一之料也、明日可_三參會之由示_三送左宰相中將_一、(房經)、而今夕來向、相_三示資平雜事_一、令_レ啓_三皇太后宮_一、從_レ宮可_レ被_レ申相府_一、但如此之案内、便_可レ_レ申相府之由相談_一

もっとも、この時には資平を藏人頭ではなく、弁官に任じたいとのことだったらしい。そのことを彰子を通じて、道長に頼みこもうというのである。

さらに、右より五か月を経て、実資は長和二年正月十九日に彰子の許に参上の折、女房を通じて

資平ノ事案内ヲ申サシム、左相府ニ達セシメ給フベシ、夜ニ入ツテ罷_レり出ツルノ後、右衛門督_(平)立チ寄ラル、良久シク清談、多クハ是_レ資平ノ事也。

とあって、どうやらこの頃から藏人頭任官運動に入っていたことが知られるのであって、以後彰子を足繁く訪れた事の主たる目的が、角田氏のいわれる通り、彰子を通じて道長に働きかける事であったことも疑いないであらう。

しかしそれ以降、この件に関して長和二年末までさしたる記事は見られず、翌長和三年に入ると、俄然、激しい文字が相次ぐようになる。たとえば、三月七日には「資平頭事、以_三書状_二云_三遣右衛門乳母所_一、以_レ光為_レ使」とあり、翌八日には、「早且有_三右衛門乳母

返事、「似天氣宜」とあり、三条天皇の乳母に書状を送つて、天皇の意向を探つており、同月十一日には「招念覺阿闍梨、令啓資平事皇后宮」とあつて、内供奉らしい僧を通じて、皇后妍子に働きかけている。さらに三月十六日には、

夜二入リテ資平来リテ云ハク、「陪膳ノ次デニ(藏人頭)奏聞ス、仰セテ云ハク「吾ガ年老ユ、大將(親)又老ユ、然思フらむ」テヘリ。(中略)金吾談ジテ云ハク、「主上経通ノ事ヲ問ハシム。頭ヲ所望ノ由ヲ奏セリ、仰セテ云ハク「春宮亮ニ任ズ可キノ由左大臣(長)先日奏スル所也。又皇太后宮亮ト為サン。偏ヘニ彼ノ方ノ事ヲ思フ。尤モ佳キ歟。頭ニ至ツテハ然ラズト雖モ何事カ有ランヤ」テヘリ。今天氣ヲ見ルニ許サザルニ似タリ」テヘリ。予ノ思フ所ノ者、資平ノ事相含ム可キ歟。

次いで同二十二日、

資平所望ノ事頭弁(經朝)ニ案内ス。其ノ報ニ云ハク、「昨日奏聞セリ。仰セテ云ハク「左大臣退絶ノ氣有リ。「道雅・兼綱ヲ先ゾ頭ニ補サル可キ者也。而ルニ專ニ資平ヲ仰セラルルハ如何」ト。勅答ニ云ハク、「格勳ニ依リ中將ニ任ジ、藏人頭ニ至ルモ又格勳ニ依ル可シ。但シ道雅・兼綱ハ格勳セザルノ上其ノ職ニ堪フ可カラズ」ト。左大臣申シテ云ハク、「追ツテ定メ申ス可シ」ト。氣色経通ヲ拳グベシ」テヘリ。万事縦横、丞相ノ口ニ懸ル。

翌二十三日には、

左府資平ノ事ヲ退絶ス。挙ゲテ奏スルノ人ソノ数有リト云々。経通・兼綱・道雅・定頼ト云々。資平ノ事ハ確執殊ニ甚シト

紫式部の晩年再考

云々。是レ只近親・因縁ニ非ルニ依ル。当時執権之臣ハ先ヅ資物、次イデ近親・因縁テヘリ。此ノ外ノ人ハ其ノ仁(マツ)ニ当ルト雖モ、徒ラニ塵土ニ委ヌル而已。悲シキ世也。此ノ事奏聞ス可キノ趣ヲ書簡ニ注シテ頭ノ弁ニ送ル。

とあり、翌月四月十四日条には、

資平云ハク、御前ニ候スルノ次イデニ、仰セラレテ云ハク、「頭ノ闕有ルノ時必ズ成シ給フ可シ」テヘリ。事ノ次イデ有リテ仰セラルル所也。子細ハ記サズ。

とある。三条天皇の言は、今回は駄目だけれど、次ぎの機会に關員が生じたら必ず汝を藏人頭に任ずるの意で、この時はすべて内定済みだったのである。

しかし、その正式発令は、種々事情もあつたとみえて、さらに一か月後の翌五月十五日、道長の士御門第に三条帝の行幸のあつた日、還御の後の俄かな発令で、新任は民部大輔藤原兼綱である。兼綱は、先に三月二十二日の記事にある、道長が天皇に推薦した二人の中の一人である。

こうした経緯を見ると、この藏人頭のポスト争いをもっとも激しかったのは、長和三年に入つてからで、殊に二ノ三月のころとみてよいであろう。

とすれば、それをさかのぼる半年前の、長和二年秋八月・九月の時点に於いて、はたして実資に、角田氏のいわれるように、彰子を通ずる道長への働きかけは見込みがないとたやすく見極めがついたであろうか。事態はまだ流動的というよりもむしろ熟していき、実資の足が、この頃から遠のいた事の因を直接この件に結びつけるの

は、やや性急に過ぎるように思われる。

また、万一、つながりがあるとした場合、考えられることの一は、実資は、彰子の言に道長は耳を貸すまいと考えたか、もしくは彰子は実資の依頼にはそのままは応じまいと見極めたか、どちらかだということになるが、いずれにせよ、さまで決定的な証拠を見付けることは難しいであろうし、いずれの可能性も単独では乏しいように感じられる。

二

つぎに、長和三年正月五日以降、実資が彰子を訪れた小右記の記事について、逐条述べることにする。

〔長和三年十月九日〕

(實) 参皇太后宮、以三位中将(信能)喚下女房、傳令旨。左衛門督教通、三位中将能信、良久談話。日落退出。

「令旨」とは、前々日十月七日に道長が十一日に彰子の許で一種物を催したいとの意向を実資に語ったのを受けていうのである。この「簾下女房」が問題である。嘗て述べたように、長和元・二年の間九度に及ぶ実資・資平の上東門院訪問の際には、まず取次ぎ女房が現れるのが習いであつて、道長の息が取次ぎに出るのは異例であり、これは前回長和三年正月二十日の訪問に、はじめて頼宗が現れて以来のことである。

また「簾下女房」とわざわざ断つた意味について考えれば、実資は、能信では、直接彰子に言葉を伝えさせるのは不向きとみて、他の適当な女房を物色して、道長の意を彰子に伝えさせたいと思つた

ため、ちようど簾のもとに居合せた女房を呼んで用を足した、というのであろう。実資に古なじみの紫式部ならば、はじめから実資の取次ぎに立現れるはずであり、このような表現になるはずがない。この女房は紫式部ではあり得ない。この時紫式部は居合わせなかつたのであろう。

〔長和三年十二月二十六日〕

(實) 亥剋、参皇太后宮御仏名、忽煩胸病罷出、不能参入、

これには、女房のことは見えず、事情からみて、上東門院方の印象にも実資参会のことあまり残らなかつたであろう。

〔長和四年十月十六日〕

(實) 参皇太后宮、召東戸下、以女房被仰参入事、臨昏罷出。

ここにも「女房」が現れる。東廂の妻戸の下に実資を呼び寄せて、この女房の取り次ぎで、「参入事」が仰せ出されたという。これは、翌十七日上東門院で催された「皇太后宮作文」に出席してはどうか、との言葉ではなからうか。その作文会には、道長その他卿相が参会している。この「女房」が紫式部である証拠は全くない。

その後、実資は、長和四年十一月十九日、東宮の上東門院行啓に供奉し、十二月二十四日上東門院での御詠経結願にも参会、翌長和五年に入ると、正月元日の上東門院臨時客に参入している。また、同年六月二日、後一条天皇が土御門第より新造の一条院内裏に遷幸に際し、土御門院の人々に勸賞の叙位が行われているが、その人々は、

正四位下源朝任 雅家主 左大臣 雅信孫

正五位下藤原茂政・源行任 已上三人皇太后 后宮大進

多治比守忠 左大臣 宮司

從五位上藤原良資 皇太后 宮少進

女三人、從四位下源 本宮、從五位下二人、

勳賞になったのは、土御門第の持主である源朝任のほか、皇太后彰子の世話を職掌とする皇太后職の職員、また道長の家司、それにおそらくは、皇太后附きの主だった女官三名である。特にその代表は「從四位源 本宮」である。この女性性は、紫式部日記に「宣旨の君」の名で見え、御堂関白記長和元年閏十月二十七日にも

乘東女方皇太后宮宣旨 伊勢 女字
とあり、小右記寛弘八年七月二十六日条にも、

或云、俊賢如先主(天皇)之時為顧問臣之由、以書狀送女房許 御乳母、所謂 本宮宣旨 即奏聞。天氣不レ快(下略)

とあり、兼明親王の男伊陟の女で、名は「伏見宮御記録」所収「光嚴院宸記」によれば陟子、一条天皇の乳母だった人である。その出自および一条天皇の乳母ということから、彰子の宮廷の女房の中、序列は最高だったのである。

その下位に記された「從五位下二人」の中に、はたして紫式部がいるか否か。この「從五位下」は、今日勳賞に浴して昇叙されたもので、これまでは正六位上だったわけだ。掌侍は從五位上、典膳・典縫は從五位下相当である。角田氏は、寛弘二年十二月二十八日に紫式部は宮仕えに出て、從五位下に叙され、命婦として採用された

紫式部の晩年再考

が、寛弘四年正月二十九日に至って、掌侍に補されたとされるのであるが、かりにこの角田氏の推定にしたがえば、その頃よりさらに十一年を経て、この「從五位下二人」の中には、紫式部の居る可能性はまったくないといってよいだろう。

また角田氏の説はともかくも、一条天皇崩御の折に、上東門院女房として、ただ一人、その奉悼歌が栄花物語に伝えられるほどであった紫式部にしては、正六位上にあまりに長く留っていたとの感が否めない。

もちろん上東門院の主だった女房が三人だけでも限るまいし、今回は何らかの事情で紫式部は漏れたとも考えられるかもしれないが、一方では皇太后宮職の職員の勳賞が、大進二名、少進一名に及んでいるのであって、令制では大進一名、少進二名が定員だから、この大進二名はやや異例か、それとも途中で交替があったのを、前任、現任ともに勳賞の対象としたものか。「少進一名」は定員より少く問題だが、全体としてみれば、大進・少進合せて三名で、皇太后宮職の幹部職員には、この際は特殊事情がない限りは例外なく、といった印象が強いようである。

この女三人の中に紫式部がいそうにないのは、当時彼女が上東門院に出仕していなかったことを暗示するものではなからうか。

その後実資が上東門院に祇候したのは、寛仁元年(一〇一七)七月九日で、この日は「座煖ズシテ」じきに退出した。次いで同月二十二日にも、一条第で催された彰子の祖母穆子の周忌法会に実資はちよっと顔を出し、同年十月八日にも、仁王会の行香に上東門院へ伺候、同月十七日にも一条院内裏附近の火事見舞に駆けつけて

いる。

翌、寛仁二年に入り、三月四日の例年の上東門院仁王会に参会、閏四月二十七日にも新造内裏巡見のついでに彰子を訪れたが、彰子は「上ノ直廬」に出かけて不在のためそのまま帰宅した。

以上、長和二年八月二十日以降、寛仁三年正月五日以前の五年間において、実資、あるいは資平が彰子を訪問した十三度に就いて、逐一検討してみたわけだが、それを整理すれば、左のようになる。

イ、「女房」の文字が見えるが、それは紫式部ではなく別人と思われるもの、

長和三年十月九日・長和五年六月二日

ロ、「女房」「女」の文字があるが、紫式部か否か不明のもの、

長和四年十月十六日

ハ、「女房」などの文字が見えないもの

長和三年十二月二六日、長和四年十一月十九日・同年十二月廿九日、長和五年正月元日、寛仁元年七月九日、同年七月廿二日、同年十月八日・寛仁二年三月四日・同年閏四月二七日。

以上を通じて紫式部の存在を積極的に立証するものが皆無であることは、注目すべきである。また、それ以上に気付かれることは、長和元・二年度に見られた、紫式部とおぼしい「女房」とあの長文の会話や、それに対する実資の感想記述などが、ここには全く見られないことであり、その質的な差も見落すことはできない。

総じていえば、長和三年十月九日と同五年六月二日の二度は、紫式部の宮廷不在を物語るものであり、その他については、不明とす

るほかないが、しかし、長和元・二年度における記事を参照してみても、もしそこに依然として紫式部が取次の女房とし出仕しているのであれば、もっと違った記述があつて然るべきではないか、との印象を抱かせられるのである。

三

さて、次ぎには、角田氏が紫式部生存の証拠として指摘された、問題の個所に移ろう。但し、この一章は既に国文学昭和五七年十月号に拙稿「小右記寛仁三年正月五日の記事をめぐって——紫式部生存説に賛成する——」として発表したものであるが、論の統一のため、あえてここに多少加筆修正した上で再録したことをあらかじめお断りしておきたい。

小右記、寛仁三年正月五日の条に、

前太府(長)ニ参ル。宰相(平)乗車後、源中納言(房)ヲ以テ、太后ノ御給爵ノ案内ヲ申サシム、合殿殿ス可キ、ノ人無キ事也。所労有り相逢フコト能ハズテヘリ。大納言(達)参入ス。然レドモ相對セラレザルノ由有リ。弘毅殿ニ参ル。女房ニ相逢フ。先ニ宰相ヲ以テ、案内ヲ取ラシム。御給爵之恐ヲ啓セシム、枇杷殿ニ坐シマスノ時屢々参入之事今ニ忘レズオハシマスノ由仰セ事有ル也。女房云ハク、彼ノ時参入シ、當時参ラズ、世ノ人ニ似ズ、耻ヲ思シメス所也ト云々

右の文は、角田氏の前掲書によつて当年紫式部の生存を示す証拠として指摘されたものであり、萩谷朴氏もその説に従つておられる。

実は、私自身は、前述論文・著書執筆の時点に於いて、この小右

記の記述に気付かず、岡一男氏の説に依拠したことは前述の通りである。問題は当然、右の文意の解説から始めるべきであろう。

文章は前半・後半の二つに分れているが、第一の問題点は、前後を通ずる用件の「御給爵」である。これは、その日を遡る四日前の元旦に、内裏で実資が道長に会うと、

命シテ云ハク「太后(子影)宣シテ云ハク、上達部悉ク雑事ヲ触リ示ス、年来汝一事ヲ示サズ。給爵ヲ給ハント欲ス、家ノ作事等ニ充ツベシ」テヘリ。申シテ云ハク、「更ニ思ヒ給ヘザル所、恐悦極マリ無シ。」ト。此ノ御給ヲ賜ハルコト多キニ非ザレドモ恩願ノ深キヲ悦ブ、須ラク叙位ニ臨ミテ処分ヲ蒙ル可キヲ期スベシ。

と記されているが、五日の記事はそれを受けているのである。この元日の記事の文意は、大要

道長公は「彰子が云うには、「上達部たちは、誰しも何かあると、細かいことまでいちいち私の方まで連絡してくるが、(それが煩らわしくてならぬ)お前(実資)は長年一つとして、そういう事もなく、(万事自分の見識でうまく処分してくれて助かった)。私の太皇太后の年給を(分けて)上げようと思う。自分の家の造作の料に充てるがよろしい」とのことであった。そこで、私は御返事申上げて「全く思いもかけないことでございます、まことに有難い事と恐縮いたします」と答えた。この御給を頂戴する額は多くないが、御恩願の深いことが分って嬉しい。きっと叙位の折にも、何らかの御処遇を期待できるだろう。

というのである。実資の富裕は大鏡実頼伝にも記され、特に「殿造りせられたるさまいとめでたしや」とまで書かれていて、右の彰子の配慮が、経済的援助の意ではなく、実資もいう通り、額も少くて、ただ年来の奉仕に対する慰勞を表す意のものであったこと明らかであろう。

ところで、はじめに掲げた正月五日の記事にもどると、その前半部は、道長の許に養子の資平と当時皇太后宮権大夫であった源経房と共に出かけたことに就いてである。この二人が同道したことに何か意味があるのかないのか、は私にも分りかねる。

次ぎの分注「今般叙スベキノ人無キ也」の意はかなり難解である。年給、あるいは年官・年爵は、国史用語辞典によれば、

平安時代、天皇・上皇・東宮・三宮・親王・女院・女御および公卿に与えられた年給で、売官の一種。一定数の人員を史生や目などの官職に任命する権利を賜うことで、これによる任官料を自己の得分とした。

とあり、時野谷滋氏に詳しい論がある。「叙スベキノ人無キ」理由はここでは確定しがたいが、この任官希望者に適当な人が今回は居ない、というのであろうか。それが定員が充足されていて、空席がないためか、もしくはもつと個人的な事情に由るかは不明だが、要するに、彰子から、その所有する官吏任命権の一部を譲渡して、その任官料を実資に与えようとの申し出であることは間違いない。しかし、今回はその原資たるべき任官希望者、つまり任官料提供者が居ない、従って彰子の好意的申し出を受入れることが難しいので辞退するほかはない、との意であろう。このところ角田氏は、

後半部まで合わせて、

太后の御給により（実資の縁者の誰れかが）位を進めて戴いて恐懼している旨を太后に申し上げて戴きたいと述べたと解しておられるが、私は賛成しかねるのである。

この本年は任官候補者が見当たらないとの観測は実資のかねてからの考えであったものか、またはこうして、道長邸へつくまでの車中の、資平・経房との談話の中に出てきたものか。

おそらくは、前者であろう。元且に彰子の申出を聞いて喜んだ彼は、以来四日までの間にこの可能性について、検討してみたところ、こういう結論に到着したものとみえる。

しかし、この趣旨を経房を通じて、道長に達しようとしたというのは、何故なのか。経房は源高明の四男で、母は師輔女であり、当年五十一歳。このところ彰子の妹の妍子中宮の世話役として、長和元年以来中宮権太夫を勤め、妍子が昨年冬に皇太后に上ると、引続いて皇太后宮権太夫を勤めている。事情が辞退ということなので、実資はあらかじめ、経房を介して、道長の意向を探らせようとしたものだろうが、経房をして事に当らせた意は明らかではない。ところが、道長は「所劣有り」、疲れているから会えないと、面会を断った。他の大納言たちにも同様だから、仮病でもあるまい。

後半は、実資が内裏にいる太皇太后彰子を訪れ、右の旨を報告するのである。「弘徽殿」は彰子の現在の住居であろう。つぎの「相逢」には、特別の意はない。小右記では、相手が男子でもこの文字は用いられ、ただの何でもない用事や、行きずりらしい場合にも用いられるのである。「女房」が何者かは後回しにしておくが、「先

二宰相（資平）ヲ以テ案内ヲ取ラシム」というのは「あらかじめ、資平に、その用件で訪問する旨この女房に連絡させておいた」の意である。「御給爵之恐リヲ啓セシム」の「恐」は「カシコマリ」（類聚名義抄）で、彰子の配慮に対する恐懼、感謝の意であろう。

次ぎの「柩柩殿におはしますの時」とは、彰子が柩柩殿に居住した期間をいうわけで、角田氏によれば、それは、

(一) 寛弘六年十二月二十六日から翌年十一月二十八日まで

(二) 寛弘八年十月十六日から長和元年六月八日まで

(三) 長和元年七月八日から同三年三月二十日まで

である。ところで、私がかつて指摘した長和元・二年の間の九度にわたる実資の彰子訪問は、まさしくこの(三)に当る期間であり、しかも、実資が、この期間中最後に柩柩殿を訪ねたのは、前述の如く、長和三年正月二十日である、(その時現れたのは、紫式部ではなく頼宗であった。)

とすれば、次ぎの「屢参入」の文字は、正にこの長和元・二年間九度に亘る実資の柩柩殿訪問をさしていること明らかである。また「今ニ忘レズオハシマス」は、もちろん彰子が、その間に実資が彰子に示した好意について今もお忘れになってはいらっしゃらない、の意である。その頃の九度に上る訪問の中に、しばしば実資と彰子は、御簾越しながら紫式部の取次ぎによって、すこぶる心の通じた応答を交わし、時には、「賢后々々」「有感々々」などと、実資が感嘆の語を発したこと、以前に詳しく述べたところである。

またそれに続く、「……ノ由仰セ言有ル也」の文字はいかに解すべきか。仰せ言はもちろん彰子の言葉であるから、この場で、簾越

しに、女房を介して、この言葉は伝えられたものであろうが、「オハシマスノ由」云々の敬語法を見れば、間接話法として、女房が、「平常女院さまがしかじか仰せでございます」といったようにも受取れる。また、それに続く、「女房云ハク」と断つた上での「彼ノ時参入シ、当時参ラズ、世ノ人ニ似ズ、耻ヲ思シメス所也」は、あきらかに女房自身が彰子の心中を忖度し、それを自分自身の言葉として付け加えたものである。その「世ノ人ニ似ズ」は、おそらくは、後に賢人右府と異名をとつた実資の人柄を、非凡なお方だからと平常、彰子が実資を買っていること、またそれを口に出していることを物語るものであり、次ぎの「耻ヲ思シメス」は、それゆゑ彰子は実資の久しぶりの今日の来訪には、何となく気恥かしい思いをされている、の意である。尤も、上文の「枇杷殿時代にはよく来たのに、近頃は来ない」と、この「耻思食」との間にとつて、因果關係を考へるべきかはやや問題で、ただ久しぶりに奥ゆかしい人に逢うのは気がひけるとの意か、あるいは、近年の無沙汰に対するいやみのようなものをも匂わせたのか。表面にはいづれにせよ、実資へのお世辞の形をとつてはいるものの、やや微妙なニュアンスであり、また「耻思食」も、主人の心をおしはかつて物をいう女房の言としてはずこし出過ぎた感もあるだろう。

ともあれ、五年前の頻繁な来訪について、謝意をあらわしたことに合せて、この「女房」が、主人彰子と実資との長い人間關係について、熟知しており、今も、両者の心の機微を察して、適切な取次ぎ役を勤め、さらに自ら言葉を添えていることが察せられよう。

もちろん、以上の文字は、実資が女房の言葉を要約したものであ

紫式部の晩年再考

るから、直接話法か間接話法か分りにくい部分もあり、またいうまでもなく、女房のことははもつと柔らかく優雅だったにちがいない。その事を考へて、現代語に直してみれば、その女房のことは、たとえばこんなものであつたらうか。

あのころには、たびたびお運び下さいましたのに、近ごろはすっかりお見限りになりまして——、世間なみのお方ではいらつしやらないから気恥つかしいと、大皇太后さまは仰せでございます。

しかし、こうして見てくると、この「女房」の人ががかなり浮び上つて来そうである。

第一に、五年前の枇杷殿時代の実資の九度に亘る来訪について、言葉としては、主人彰子のあいさつを伝えるに終始するものではあるが、後文の、彰子の心中を忖度しそれをあえて口に出しているところでみれば、その昔の来訪の時にも居合せていた可能性が濃いといわねばならない。

第二には、そうした主人彰子の微妙な心中を忖度するのみでなく、それについて自身の口を通じて敷衍しながら実資に伝えるとは、よほど宮仕へ経験の長い練達の人でなければなるまい。それは、彰子との間に主従の域を越えるほどの心の通じた人であるらしいし、一方、実資ともかなりの馴染がある女房であり、当然、かなりの年配でもあろう。

第三には、実資がここで「女房云——」と特記するのも、長和元・二年間に紫式部相手に話を交わした折の記事と全く同様である。そして、それ以後今に至るまで五年間の小右記の、十三度に及ぶ

実資の彰子訪問の記事には、先に詳述した通り、「女房云」と女房の言葉を用特記した例は一つもなかったのである。

以上、一・二・三などととりまとめて考えれば、ここに現れた「女房」は、角田氏の推定された如く、紫式部である可能性が大きいと思われる。紫式部ならば、私の推定によれば当年五〇歳。通説では四十七歳である。彰子との心のつながりや、実資との親しい関係については、かつて述べた通りであり、彼女が本来したたかな強い女性であつて、いわばこうした練達の女房役を果すのは至極当然といえる。

萩谷氏は、角田説を認めると共に、ほかに紫式部と仲がよく、しかも彼女に先立って亡くなった(紫式部)小少将が、通説の源扶義女ではなく、源雅通の妹で、寛仁元年七月十日雅通の死去以後まで生存したことを理由に、紫式部の死去は寛仁三年中とされている。寛仁三年死去ともかくも、少くとも同年正月まで生存していて、当時彰子に出仕していたことは認めなくてはなるまい。

四

以上のように見れば、要するに、紫式部は長和二年秋に宮廷を退き、以来五年間の動静は十分には分らないながらも、むしろ宮廷にいなかったと思われる点が多く、寛仁三年正月に至つて、ふたたび彰子の宮廷に顔を出した、ということになる。

この五年間は、むしろ謎といふべきであろうが、もしこれを宮廷に居なかつたものとすれば、五年間の退出のあと、前年の寛仁二年十月に彰子が太皇太后に移つたことと何らかの關係がありはしない

か。居所も天皇・東宮の母として、この頃は内裏住まいが多かつたようであり、それに伴つて、女房にも出入が多くなつて、紫式部のような年配の女房を特に必要としたであろう。久しく里居していた式部もこうして再び召し出された、という事情でもあつたのだろうか。

また、この五年間の間にも時々々は出仕していた、ということもあり得よう。それを否定するに足る証拠はあるまい。私の述べた道長の忌諱に觸れたという点も、事が道長であれば、一旦のそうした事が、さまで後までいつまでも尾く引くこともなかつたのではあるまいか。

道長の人がらについては、たとえ山中裕氏の説によれば、やはり本来広量、闊達で、その日記にも、自身の喜怒哀楽の情をかなり自由に書き記しているという。また、特に、三条天皇の在位時代には、天皇と不仲であつたせいもあつて、怒りっぽく、小右記はとかく道長に対する非難の目つきがまさりがちということもあるにせよ、その伝える所からみて、道長にはたしかに「横暴な目にあまるふるまいも少なくなかつた」(『平安人物志』143頁)とされる。

男性的な陽性の闊達と、その反面である我がままで自己本位であることが、道長の性格の一面であつたことは認められようし、この晩年は、そのわがままの面が年齢と共に増長していったとも察せられよう。小右記には、殊にその種の記述が多く見受けられる。衆人環視の中で激怒し、暴言を吐くこと実に頻々たるものがあり、試みに、その実例を若干あげる。

相府大怒(長和元年五月十七日)

相府大怒、令撤我節供、所々饗、人々云是怪敷云々（長和元年

九月九日）

相府大怒無極（長和三年四月二七日）

左府大怒吐三無量惡言、惡言及三主上、聽者寒心（長和三年十

二月八日）

左相府大怒、其詞不肖人（長和四年十一月三日）

左相府腹立、罵辱無極（長和四年十一月二十日）

（摂政）有三大怒氣色（寛仁元年十一月三日）

その理由はさまざまであるが、衆人の中で、激怒暴言を吐くことまでであったことは、その激し易い性格をはっきりと物語るものである。また自らの感情を制御しえず、直ちに表情に出すわけで、たとえば妍子が禎子内親王を出産したときには、女を産んだことが氣にくわなかったとみえて、「不悦氣色甚露、依令産女敷」（長和二年七月七日）とあり、翌々日の産養の折も、「左相国猶有不悦之氣」と記されている。また、足首を捻坐してしばらく癒らない時にも「相府足不快、有歎息色」（長和四年七月九日）とあり、「摂政氣色不快、多不快御詞」（長和五年四月八日）の文字もある。病中はことに、あたり構わずうめき声を発したらしく、

相府於宿所高声悩吟、満座傾耳、苦惱之甚、聞者歎息（中略）

相府辛苦之声不可取云（中略）相府惱苦声急（長和元年六月

六日）

大殿御心地太思惱、去夜悩給之間、叫給声甚高、似邪氣（寛

仁二年閏四月十七日）

紫式部の晩年再考

とあり、病状が回復しても、

似御心相誤、亦顔色赤、眠目悪、不異勇者容顔、被飲食之躰、太不閑雅、有被營食、似無本心。

（長和元年六月十七日）

と記される。目付きも悪く、氣違ひじみていて、食事をとるにも、がつがつとしていつものようではない。——実資の道長を見る目にはいつも多少の意地の悪い辛らつさが伴なうのが常であるが、それにしても、一旦、何かあれば、すぐに昂奮し、怒ったりまた怨んでおおげさに嘆息をついたり、苦しい苦しいと願ぎ立てるようなところがあつたものと見える。

それゆえ、紫式部のような女房の場合にも、その怒に触れて暴言を浴せられるくらいのはあり得たであろう。

私は角田氏が強調される「道長妾」の事實はなかつたと考えており、一介の女房として、晩年極度に怒りっぽくなつた道長からそのような目に会わされるくらいのは、むしろあつて当然である。左大臣顕光や孫とはいえ天皇にさえ「悪言」を放つた道長が、紫式部だからとて、一目おいて遠慮することもあるまい。一方、紫式部は日記に徴すれば我執と自尊心の甚だ強い女性である。昂奮による道長の暴言に耐えず、一時的もしくは長期間、宮廷を離れるということは十分あり得ることだ。日記にも、寛弘五年の時点で、あれほど官仕えについて絶えず憂鬱で氣乗りのしないことを訴えている人でもある。

私がいつた道長の忌諱に触れたということも、重く見るか軽く見るか、受取りようは様々であろうが、その種のことを想定すること

は、やはり右のような、当時の事情を洗ってみた上でなお許されて然るべきかと考えるのである。

また、そのことが、たまたま長和二年の秋に起ったと考えた上で、以後五年間にわたって、長く宮廷に出なかつたのか、あるいは、道長の怒りも鎮まったあと、里居がちながらも断続的に出仕していたものか、その辺はまだ何とも云えないだろう。

しかし、紫式部は、ともかくも寛仁三年正月には再び彰子の宮廷に顔を見せている。それは、あるいは彰子の大皇太后に昇ったことと関係あるかも知れぬということは前述した。

長和二年秋に宮廷を出たことの動機を、道長・実資・紫式部という三者の人間関係に直接強く結びつけたことに就いては、私は今、多少の反省を強いられているし、また岡説に従った長和三年春式部死去説も撤回の要があると思う。その事をふくめて、それに対する角田氏の批判に就いてもまた問題があると思うので、以上、再び紫式部の晩年に関する小右記の記事についてくわしく述べてみたのである。

〔注〕

- 1、角田文衛「紫式部とその時代」169頁以下
- 2、河内山清彦「紫式部は宮廷から追放されたか」(『紫式部集・紫式部日記の研究』所収)
- 3、岡一男「源氏物語の基礎的研究」137頁。
- 4、時野谷滋「律令封禄制度史の研究」第二篇。
- 5、萩谷朴「紫式部日記全注釈」下503頁。

6、角田氏前掲書170頁。

7、小右記、長和元年五月二八日・長和二年正月十九日・同二月

二五日・同三月十二日・同三月二一日・同五月二五日・同五月

二八日・同七月五日・同八月二〇日各参照。

8、前掲拙著、また「紫式部「道長妾」の伝承について」(『和

歌文学新論』所収)